

## 〇〇工事

### 特記仕様書 追加事項

※本案は、固有の仕様事項をまとめて規定しているものであり、監督職員は、工事毎に条文等の適正な加除を行った上で設計図書とすること。

#### 1. 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録

- (1) 工事請負代金額が500万円以上の工事については、本工事の受注時、変更時及び完成時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認の願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、10日以内、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内、完成時は竣工検査完了後、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。（10日以内とは、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除く）
- (2) 登録対象は工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注、変更、完成、訂正時にそれぞれ登録するものとする。  
なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- (3) 登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた時には、ただちにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- (4) 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### 2. 火災保険について

新築・増築等の対象工事については契約約款第53条に基づき、下記項目による火災保険に加入するものとする。

- (1) 受注者は工事請負代金の支払（部分払い又は精算払）を受けようとするときは、下記項目による火災保険に加入し、請求書に契約証書又は領収書の写しをそえて提出する。
  - ア. 保険金額は、出来高以上とする。
  - イ. 契約期間は、引渡し日より30日以上延期した日までとする。
  - ウ. 契約者は受注者とし、受取人は松江市長とする。
- (2) 火災保険の受取人を松江市長とする旨の特約を明記した建設工事保険又は組立保険等他の損害保険に加入した場合も上記火災保険に加入しているものとみなす。  
この場合、指定する保険の対象にならない部分があるときはその部分について、別にア、イ、ウの要件を満たす火災保険に加入する。

#### 3. 中間検査について

- (1) 工事の請負代金額が2千万円以上の場合又は発注者が必要と認めた場合には契約約款第18条による中間検査を実施する。
- (2) 中間検査の実施時期は、発注者の指示による。
- (3) 受注者は、中間検査の前にあらかじめ監督職員が指示した書類を提出すること。
- (4) 受注者が調査基準価格を下回る価格で落札した者である場合にあっては、(1)の検査に加え「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」に定める中間検査を実施する。

#### 4. 契約について

- (1) 契約は松江市の契約約款による。
- (2) 軽微な変更  
現場の納まり、取り合いなどの関係で、材料の寸法、仕様、工法、取り付け位置又は取り付け方法などを多少変更し、または取り付け数量を多少増減する等の軽微な変更は発注

者の指示により行なう。この場合、工事請負代金額の増減はしない。

(3) 設計変更

部分的な変更又は一部の追加工事に関し、工事請負代金額に増減が生じる場合、受注者は施工に先立ち、そのつど工事費の増減を積算した内訳明細書を発注者に提出し、書類によって承認を受けた後に施工する。この場合の工事単価は原則として発注者の設計内訳単価によるものとし、発注者の定めた方式により変更契約額の算出をおこなうものとする。

(4) 契約数量

本工事は、松江市建築工事契約数量試行要領の対象工事とする。  
対象材料等は別紙「契約数量内訳書（様式1）」のとおりとする。

5. 暴力団等による不当介入の排除対策について

集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体、又はその構成員、若しくはこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督職員にその旨を速やかに報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。この場合において、工事等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督職員に協議すること。

6. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

7. 現場代理人の兼務について

本工事は現場代理人の兼務可能工事である。兼務にあたっては申請を行い、発注者の承認を受けること。兼務可能要件は以下のとおり。

契約金額 500 万円未満の機械・電気設備工事又は小規模な建築改修工事の兼務

契約金額 3,500 万円未満（建築一式工事は 7,000 万円未満）の工事の兼務

密接な関連ある工事を同一な場所又は隣接した場所において施工する場合の兼務

詳細は現場代理人の兼務に関する特記仕様書によるものとする。

なお、契約の結果、金額要件を満たさない場合は兼務することができない。

8. 下請負人の通知および工事用資材について

(1) 下請負人の通知について

受注者は下請負人については市内に主たる営業所を有する者を使用すること。ただし、適切に施工できる市内受注者がいない特殊な工事でやむを得ず市外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面で提出のうえ監督職員の確認を受けること。

(2) 工事用資材について

ア. 受注者は原則として県内産資材を工事用資材として使用するものとし、その優先使用順位は市内産、県内産の順とする。

イ. 県内で生産されていない工事用資材を使用する場合には、原則として県内の取り扱い業者から購入した資材を使用するものとし、その優先使用順位は、市内取り扱い業者、県内取り扱い業者の順とする。

9. ダンプトラック運搬やガードマン等の契約について

(1) ダンプトラックによる土砂運搬、建設機械の運搬、及びガードマン派遣等の建設工事の下請契約に該当しない委託契約にあたっては、受注者は原則として、市内に本店、支店又は営業所等を有し市内雇用を行っている企業との契約に努めるものとする。

- (2) 前項に係る委託契約を行った場合は、市内企業、市外企業に関わらずすべての契約について施工体制台帳に必要事項を記載して提出するものとし、工事竣工時に伝票の写しを提出すること。
10. 電子納品について  
本工事は電子納品対象工事である。別紙「工事における電子納品特記仕様書」によること。
11. 島根県産業廃棄物減量税について  
本工事で発生する建設廃棄物のうち、島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が課税されることを考慮した上で積算すること。
12. 建設業退職金共済制度について  
本工事の共通費には建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額が含まれているため、受注者は共済証紙を購入し掛け金収納書を提出するとともに、退職金制度未加入の下請負人に対して建設業退職金共済制度等への加入を促進すること。
13. 建設発生土について  
本工事で発生する建設発生土において、特記仕様書で明示した受入施設での受け入れが困難になった場合など、明示した受入施設と異なる施設へ搬出せざるを得ない場合は、監督職員と協議すること。
14. 熔融スラグ入り資材の使用  
松江市のエコクリーン松江及び江津市のエコクリーンセンターで生成される熔融スラグの有効活用を図るため、原則このスラグを使用した再生加熱アスファルト混合物及び道路側溝等のコンクリート二次製品を優先使用すること。
15. 配置技術者について  
受注者が施工中の主任技術者及び監理技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
16. 石綿含有建材について  
設計図書に明示されていない石綿の使用の有無に関する分析又は石綿含有建材の解体等の必要が生じた場合は設計図書の変更を行うものとする。また、必要に応じて受注者と発注者とが協議して、この変更に係る工期又は請負代金額の変更の契約を締結するものとする。
17. 大気汚染防止法に基づく事前調査の実施及び発注者への説明等について  
受注者は大気汚染防止法に基づき、石綿使用の有無を分析、目視あるいは設計図書などによって事前調査し、その結果を発注者に書面で説明するとともに当該解体工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。
18. 過積載防止対策について
- (1) 積載重量制限を超えて土砂等、鋼材、資材及び建設機械を積み込まず、また、積み込ませてもらえない。
  - (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませてもらえない。
  - (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにしなければならない。
  - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。

い。

- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することの内容にしなければならない。
- (6) 鋼材、資材及び建設機械の運搬にあたり、車両制限令における一般的制限を超える車両を通行させるときは、道路法に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。
- (7) 監督職員が行う過積載に関する現場点検や、写真及び帳簿等の記録書類の確認等の調査に協力しなければならない。
- (8) 以上のことについて、対応策を施工計画書に記載するとともに、下請業者にも十分指導しなければならない。

19. フロン排出抑制法に基づく事前確認及び発注者への説明について

受注者は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、その結果を発注者に書面を交付して説明すること。

20. 施工計画書の記載事項について

受注者は別紙「施工計画書記載事項の内容」を参考に、監督職員と協議の上、適切に施工計画書を作成すること。

21. 仮設トイレの設置について

仮設トイレの設置については「松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」を遵守すること。

22. 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

23. 保証書について

防水工事、機械類等の保証期間がある場合、保証期間については引渡の翌日からとする。

24. 建設副産物情報交換システム（COBRIS）への登録について

資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）対象工事については、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（一財）日本建設情報総合センター）に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムにより「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出すること。また工事完了後速やかに、同システムにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し監督職員に提出すること。

25. 施工調査について

本工事の施工に先立ち事前調査を行うこと。

## 〇〇〇〇（建築）工事

### 契約数量内訳書

#### 【契約数量内訳書の取扱いについて】

- 契約数量内訳書には、材料名称、規格・仕様、積算数量に係る事項について掲載している。
- 契約数量内訳書は、設計図書の一部であり、記載される数量は契約事項として位置付けられた契約数量である。
- 契約数量内訳書に記載の契約数量は、契約数量内訳書を除く設計図書（以下「設計図書（数量除く。）」という。）から公共建築数量積算基準に基づき計測・計算した数量である。
- 入札参加者からの契約数量に対する質疑は、設計図書の内容に対する質疑であり、その質疑回答書も設計図書の一部となる。
- 設計図書（数量除く。）の変更がない場合、契約数量は変更しない。ただし、契約後に疑義が生じ、発注者及び受注者双方で設計図書（数量除く。）と契約数量が一致しないことが確認できた場合は、この限りではない。
- 設計図書（数量除く。）の変更があった場合、発注者が算出した積算数量を受注者が確認し、契約数量を変更する。
- 契約数量の施工確認は、竣工検査時の設計図書（数量除く。）を満たす出来形の確認を持って行う。

#### 【補足事項】

- 「鉄筋」及び「鉄骨」の契約数量は、公共建築数量積算基準に基づく所要数量（定尺寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量）である。
- 「鉄筋」及び「鉄骨」の契約数量には、梁貫通孔補強のための鉄筋及び鋼材は含まない。
- 「コンクリート」の材料の規格・仕様における強度は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」6. 2. 2 設計基準強度（ $F_c$ ）の強度であり、6. 3. 2（1）構造体強度補正值（ $S$ ）は含まない。
- 出来形の確認方法は、完了時に確認できない部分については配筋検査、型枠検査、建方検査などの際に行うものとする。

○. 施工計画書記載事項の内容（営繕工事）

記載事項の標準的内容は下表－1のとおりである。

表－1 総合施工計画書 記載事項

記載事項		内 容	
*	工事概要	工事名、工事場所、工期、請負代金、発注者、工事内容	
	実施工程表	ネットワーク・バーチャート等で作成 (工種別施工計画書や施工図の提出・承認時期についての計画を記載)	
*	現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担、近隣からの要望への対応	
	施工方法	施工方法、使用機械、仮設備の構造配置 仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容、仮設工、地下埋設物への対応、架空線への対応	
	施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法、関連他工事との調整
		品質管理	品質管理計画（品質管理項目、品質管理基準、品質管理方法）、社内検査員の設定、精密機器の校正記録
		写真管理	写真管理計画
*		出来形管理	出来形管理計画（出来形管理項目、出来形管理基準、出来形管理方法）
*	段階確認	段階確認計画、品質証明（社内検査）計画	
*	安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針 KY 記録票の様式	
	安全訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画	
*	緊急時の体制及び対策	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、 異常気象等の防災対策、事故報告、豪雨・豪雪時の対策・体制	
*	交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止、交通誘導員配置計画	
	環境対策	大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策	
	現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策、熱中症対策	
	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書 建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書 建設発生木材運搬処理計画	
*	その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの ※（発注時にあらかじめ記載を必要とする項目については具体的に記載しておくこと。） 例：※官公庁等手続き一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等） 地元への周知	

その他、工種別施工計画については、工種ごとに、上記表－1 \*印の他に、下記表－2に示す項目について、記載したものを提出する。

※請負代金額 250 万円未満の工事については監督職員と協議の上、記載事項を適宜省略することができる。

表－２ 工種別施工計画書 記載事項

記載事項		内容
工種別工程表		ネットワーク・バーチャート等で作成
管理組織図		施工業者名、作業の管理組織
指定機械		設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械 機種、メーカー名、形式、台数、使用工種等
主要機械		設計図書で指定されていない使用機械（揚重機械等）
主要資材		指定材料、主要材料、材料試験方法
施工方法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置 仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運 搬路（場内小運搬の計画も含む）、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、 承諾、協議事項の予定内容
施 工 管 理	工程管理	工種ごとの実施工程の手法・管理方法、関連他工事との調整
	品質管理	品質管理計画（品質管理項目、品質管理基準、品質管理方法）、社内検査員 の設定、精密機器の校正記録、品質記録文書の書式、影響する荷重に対応し た構造計算書・施工方法等

そのほか、各工種ごとの詳細については必要に応じて、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修する以下に示す文献の一般事項の内容にある項目を追加するものとする。

- 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
- 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」
- 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- 「建築工事監理指針（上巻・下巻）」
- 「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）」
- 「電気設備工事監理指針」
- 「機械設備工事監理指針」
- 「公共建築木造工事標準仕様書」
- 「建築物解体工事共通仕様書・同解説」

## 工事における電子納品 特記仕様書

### 第1条（電子納品）

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、工事管理資料等の最終成果を電子データで納入することをいう。

また、貸与する設計図 CAD データの著作権は 松江市 であり、貸与する CAD データを当該工事における施工図又は完成図の作成以外に使用してはならない。

### 第2条（適用範囲）

電子納品の対象範囲は、完了図面、写真は必須とし、その他の資料については、監督職員と協議し、決定するものとする。なお、電子化が著しく困難なもの（スキャナー等により電子化しないとイケないもの。署名又は押印の必要な資料、伝票、ミルシート、カタログ等）は、紙ベースのみの納品とする。

### 第3条（工事図面について）

図面フォルダは、目次（エクセル）と最終の各図面を SXF (SFC) 形式で格納する。

図面ファイルは、NN 図面名称.SXF とする。（NN は 01～99）100 枚以上図面がある場合は、NNN（001、002・・・999）とすること。

図面の確認は、SXF ブラウザで行うこととし、SXF 変換で文字化け等がないかを確認すること。

### 第4条（工事写真について）

写真フォルダには、島根県建築工事写真取扱要領に基づき、デジタルカメラで撮影した電子データを JPG ファイルとして保存する。

デジタルカメラの画素数は 100～200 万画素（300～500KB 程度）とする。

市販のデジタルカメラは高画素数も普及しているが、パソコンへの負荷を考慮し避けること。（カメラの画質設定を行うこと。）

フォルダ名は NN フォルダ名、写真ファイル名は、NN 写真名.JPG とする。（NN は 01～99）100 枚以上写真がある場合は、NNN（001、002・・・999）とすること。

### 第5条（施工管理資料について）

施工管理フォルダには、各種管理資料の電子データ（ワード、エクセル等）のオリジナルファイルと施工管理資料一覧をエクセル等で納めたフォルダを格納する。

特定のソフトで作成した資料については、PDF をオリジナルとすること。

ファイル名は 10 文字程度の解りやすい名前をつけ、1 ファイル 5MB 以下を目途とし、最大でも 9.9MB までとすること。

### 第6条（工事完成図書の提出）

成果品は電子媒体（CD-R 又は DVD-R）とし、提出部数は特記仕様書による。**電子媒体の作成にあたり、成果品の確認用に無償ビューアを CD-R に格納する。**紙で管理した各種資料を 1 部提出する。

その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

### 第7条（電子納品に係る費用）

電子媒体作成に係る費用については、受注者の負担とする。



## 現場代理人の兼務に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は本工事に適用し、現場代理人の兼務の申請が可能である。

なお、対象とする工事は、松江市が発注又は監督する工事（契約図書で現場責任者の常駐を義務付けた業務委託を含む）とする。

また、本特記仕様書は現場代理人にのみ適用するので、主任技術者等の技術者においては建設業法の適用のとおりとする。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、次の各号に該当し、同一の現場代理人が運営、取締り及び権限の行使をする上で支障がない場合は、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

(1) 災害復旧工事、舗装修繕工事、緊急的な舗装補修工事、機械・電気設備工事、小規模な建築改修工事、道路維持修繕業務委託で、次のすべての条件を満たす場合

- ① 兼務する工事等の契約金額がいずれも500万円未満であること。
- ② 発注者又は監督職員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は工事現場に速やかに向かうことが可能なこと。

(2) 次のすべての条件を満たす場合

- ① 兼務する建設工事の契約金額が共に3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）であること。
- ② 兼務する工事現場間の移動距離が10km程度までであること。
- ③ 発注者又は監督職員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は工事現場に速やかに向かうことが可能なこと。

(3) 次に該当する場合

- ① 密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は隣接した場所において施工する場合。

(兼務できる工事の数)

第3条 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、第2条(1)については5件まで、(2)については2件までとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事の現場間の移動時間及び距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認通知)

第5条 発注者は、現場代理人の兼務について承認する場合には、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において工事現場の運営、取締等に支障をきたした場合、不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。

松江市長様

(受注者名)  
商号又は名称  
代表者

## 現場代理人の兼務について（申請）

「〇〇工事（今回申請する工事名）」に配置の現場代理人について、下記のとおり兼務したく、申請します。

## 記

## 1. 兼務の要件

- 契約金額 500 万円未満の災害復旧工事等の兼務
- 契約金額 3,500 万円未満（建築一式工事は 7,000 万円未満）の工事の兼務
- 密接な関連のある二つ以上の工事の兼務

## 2. 兼務予定の工事の状況

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。（工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記すること）

※兼務予定の工事が複数ある場合は、別紙に該当事項を記載すること。

## 2. 工事現場を離れる際の連絡体制

別紙のとおり ※連絡体制図等を添付すること。

## 3. 本申請にあたり、以下のことを確約します。

- 1) 工事現場を離れる際は、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、工事現場の運営、取締等に十分配慮します。
- 2) 工事現場を離れた際に、発注者又は監督職員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かいます。
- 3) 他工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告します。

様式1

兼務予定の工事の状況

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記)

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記)

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記)

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

### (適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の持出しの禁止)

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自らが行き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### (第三者への委託等の準用)

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

### (従業者の明確化)

第9条 受注者は、個人情報を取扱う業務に従事している者を明確にし、発注者から要請があったときはその者を速やかに報告するものとする。

### (従業者に対する教育・監督)

第10条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

### (複写又は複製の禁止)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 12 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 13 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 14 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 15 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第 16 条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の終了又は解除の有無に関わらず、この契約の定めに従うものとする。

(改善)

第 17 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。